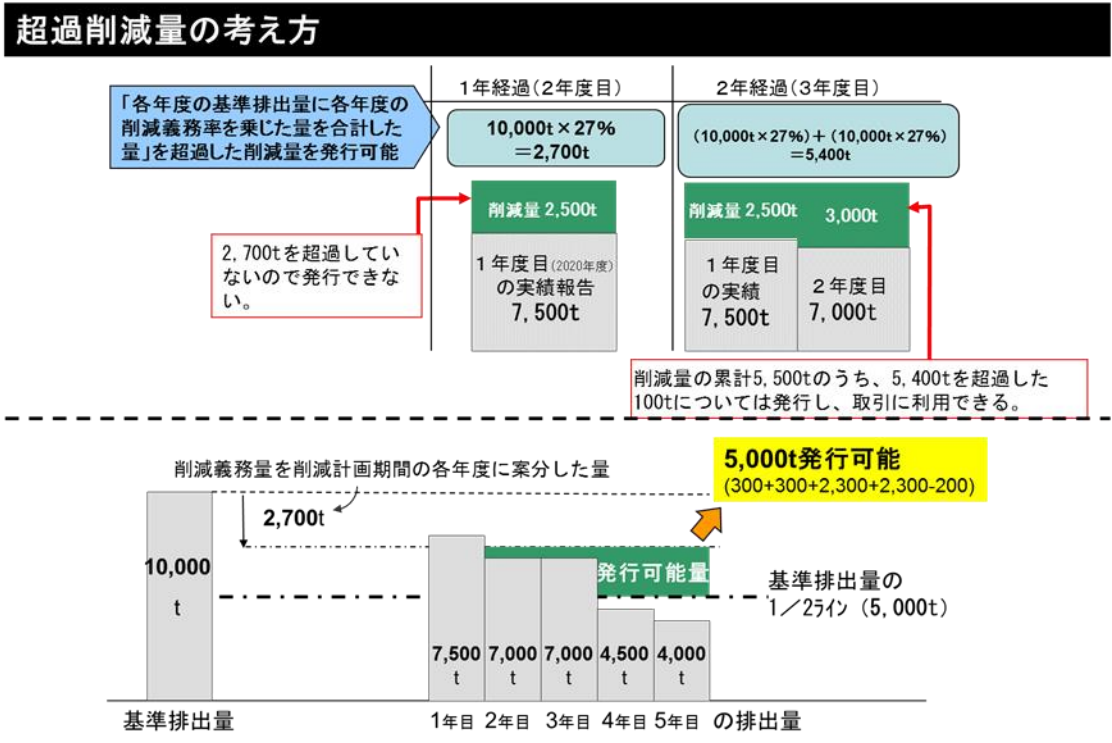


【コラム】 今月の豆知識🍵

～今月の豆知識🍵～ # 11 超過削減量の発行について

超過削減量とは、特定地球温暖化対策事業所が、自らの努力で、削減義務量を超えて削減した場合に、その超過分をクレジット化したものを指します。なお、超過削減量は発行できる上限量があり、基準排出量の2分の1を超えない範囲の削減量から各年度の削減義務量を減じた量を発行できます。（下記イメージ図の通り）



削減義務期間の終了後については、削減義務期間の排出量等及び最終的な超過削減量の発行可能量が確定した段階で、知事が職権で発行するため、事業者の皆様から発行の申請は不要です。なお、計画期間の途中でも、[振替可能削減量等発行等申請書](#)により、任意のタイミングで発行することが可能ですが、各年度の地球温暖化対策計画書（提出期限は11月末）の審査中は発行申請できませんので、ご注意ください。

（参考）総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/rules-cat9740-files-2024torihikigil>